1 区	分	2 国庫補助採択基準	3 補助率	4 国庫補助対象施設	備	考
水道水源開発施設整備費	水道水源 開発施設 整備費	次のいずれかに該当する事業であること。 1 水道事業 (1) 資本単価が90円/㎡以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が6円/㎡以上であり、かつ、「旧資本単価」が20円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が130円/㎡以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、頃本単価が60円/㎡以上であること。	1/3	水道の水源の開発の用に供する次に掲げる施設とする。 1 ダム、堰、水路 2 海水淡水化施設 (海水又はかん水を淡水化する施設) (1) 逆浸透膜方式施設原水設備、調整設備、(薬品注入設備を含む。)、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備 (2) 電気透析方式施設原水設備、調整設備(薬品注入設備を含む。)、電気透析設備、放流設備、調整設備(薬品注入設備を含む。)、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備(3) その他厚生労働大臣が認めた方式による施設		
		と。 (2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が140円/㎡以上であること。ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円/㎡以上であり、かつ、資本単価が120円/㎡以上であること。	1/2	3 1又は2の施設と密接な関連を有する施設		
		2 水道用水供給事業 (1) 資本単価が70円/㎡以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が6円/㎡以上であり、かつ、「旧資本単価」が8円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が65円/㎡以上であり、かつ、資本単価が40円/㎡以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、質本単価が50円/㎡以上であるこ	1/3			
		と。 (2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が100円/m³以上であること。ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が100円/m³以上であり、かつ、資本単価が80円/m³以上であること。	1/2			
		3 渇水に対応するため、海水淡水化施設を緊急に整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するものについては、1、2によらず、水道事業で資本単価が35円/㎡以上であること。又は、水道用水供給事業で資本単価が25円/㎡以上であること。 (1)過去5年間において、1日12時間以上の断水を1ヶ月以上実施したことがある水道	1/2			

		事業者であり、かつ、次のいずれかに該当するものが海水淡水化施設を整備する事業であること。 ア 水源をダムの開発計画に依存しているが、ダム建設の遅延により、当面の水需給が著しくひつ迫し、早急に水源開発が必要な水道事業者。 イ 流域外のダムに対する水源の依頼度が高く、取水制限を受けると水需給が著しくひつ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。 ウ 地形上大規模な水源開発が困難な地域で、地下水の依存度が高く、渇水時に水需給が著しくひつ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。 (2) (1)に該当する水道事業者に用水供給を行っている水道用水供給事業者が海水淡水化施設を整備する事業であること。			
	遠距離導 水等施設 整備費		当該事業所 発施の2 欄が 関係で3 1 の (1) にでで1 2 の (1) にでで1 2 の (2) 、も場合同、3 の合 (2) 、も場合 1/2	ンプ、その他取水に必要な施設	
高度浄水施設等整備費	高度浄水を備費		1/4 (ただ27年度 成27年度 大さででは 大さででは 大さででは 大きででは 大きででは 大きででである。 大きででは 大きでである。 大きででは 大きでである。 大きできでである。 大きではなるである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでできでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きでである。 大きではなるである。 大きでであるできでなななななななななななななななななななななななななななななななな	生物処理槽、電気・機械設備、	

- カ クリプトスポリジウム等の病原性原虫 が検出された又は検出されるおそれがあ る河川、湖沼等
- キ トリクロロエチレン等の有機化学物質 により、汚染された地下水
- ク その他高度浄水施設を整備する必要性 がア〜オの地域と同等以上と厚生労働大 臣が認める地域内の河川、湖沼等
- (2) 水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。
- (3) 水源水質について、「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン(表流水に係るものに限る。)が基準値を超えていること。また、離島等の特殊性からカルシウム、

また、離島等の特殊性からカルンワム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。

- (4) 水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。
- (5) クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合においては、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等(し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設)が存在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、紫外線処理施設のみを整備する浄水場にあっては、地表水以外の水を水道の原水としていること。
- 2 次のいずれかに該当するものであること。 なお、水道用水供給事業者から受水する水 道事業者にあっては(4)の要件を満たして いること。
 - (1) 病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。
 - a 既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。
 - b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ 過設備である場合において浄水の濁度を 0.1度以下に維持できない施設であるこ と
 - (2) 水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業であること。
 - a 給水人口5万人未満であること。
 - b 施設整備後30年以上経過した浄水場の 全面改築に併せて整備するものであるこ と。

充填塔、電気・機械設備、排 出ガス吸着装置、各種配管及び 計装設備

⑤酸化処理施設(原水中に溶解しているマンガン又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設)

酸化設備、沈澱ろ過設備(酸化処理に伴って必要となるものに限る。)、次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑥電気透析処理施設(原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設)

調整設備(薬品注入設備を含む。)、電気透析設備、放流設備、 電気・機械設備、各種配管及び 計装設備

⑦膜ろ過施設

調整設備(薬品注入設備含む。)、膜ろ過設備、電気・機械 設備、各種配管及び計装設備

⑧紫外線処理施設

調整設備(薬品注入設備を含む。)、紫外線照射槽、紫外線照射 射装置、電気・機械設備、各種 配管及び計装設備

⑨原水調整池(水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池)

原水調整池、導水管(原水調整池の整備に伴って必要となる 最小限のものに限る。)、電気・ 計装・機械設備

- ⑩従来の浄水処理のレベルアップ のために必要なろ過施設
 - ア 急速ろ過施設(消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であって、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設)

凝集池、薬品沈澱池、急速 ろ過池、凝集用薬品注入設備、 電気・機械設備、各種配管及 び計装設備

イ 膜ろ過施設

調整設備(薬品注入設備を 含む。)、膜ろ過設備、電気・ 機械設備、各種配管及び計装 設備置

⑪貯水池水質改善施設 水質改善装置の整備のための 空気揚水筒、コンプレッサー、 電気設備、その他関連設備

②離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減

- (3) 代替水源施設を整備する場合には、ろ過 施設を整備する場合と費用比較して安価に 整備できること。
- (4) 水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては、水道用水供給事業者から受水ができない区域に給水するための施設の整備であること。ただし、平成25年度以前に採択された事業を除く。
- (5) 既設の浄水施設であって、新たに覆蓋するものであること。
- 3(1) 水道事業については、資本単価が90円/ m³以上であること。

ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。

(2) 水道用水供給事業については、資本単価が70円/mg以上であること。

ただし、平成21年度以前に採択された事業は、50円/m³以上であること。

上記1、2の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であって、3の基準に満たない事業、又は、平成21年度以前に採択された事業であること。

のために必要な施設

③①~⑫に掲げる処理施設と同等 の浄水性能を得るために必要な 施設

(2) 水道原水水質改善事業

高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、次に掲げるもの

①水道原水バイパス管

水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、 ポンプ、その他原水水質の改善 に必要な施設

②取排水系統再編に係る上流取水 のための施設

取水門、取水堰、取水塔、取水ボスプ、その他取水に必要な施設、導水きよ、導水管、導水 ポンプ、その他導水に必要な施

③伏流水取水施設

集水埋きょ、取水ポンプ、導水きょ、導水管、導水ポンプ、 その他取水・導水に必要な施設

④①~③と同等の機能を有するも のと認められる水道原水水質改 善施設

(3) 代替水源施設整備事業

クリプトスポリジウム等による 水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が 必要な水源を廃止し、別の自己水 源から給水する場合並びに水道事 業が水道用水供給事業から受水す る場合に必要な次に掲げる施設

- ①取水施設、導水管、導水ポンプ、 浄水施設(消毒設備に限る。)、 送配水管、送配水ポンプ、配水 池等取水、導水、浄水、送水及 び配水に必要な施設
- ②①と同等の機能を有するものと 認められる代替水源施設

(4) 浄水施設覆蓋整備事業

活動火山対策特別措置法(昭和 48年法律第61号)第12条第1項の 規定により指定された降灰防除区 域内に存する浄水施設の覆蓋

- (5) (1)から(3)に掲げる施設と密接 な関連を有する施設
- 2 1に掲げる施設には、水道水源開 発施設整備費の国庫補助対象となる 施設を含まないものとする。

1/4

(注1) 「用水単価」とは、水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の減価償却費と支払利息の合計額(以下「資本費」という。)及び当該事業の20年間の経営に要する費用の額(以下「経営費」という。)を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

(注) 減価償却費+支払利息+経営費

総有収水量

- (注) 水道用水供給事業から受水する水道事業にあっては、当該水道用水供給事業に対して支払う受水費用を含むこと。
- (注2) 「原水単価」とは、水道水源開発施設の新築又は改築及び管理に要する費用の額を当該水道水源開発施設を利用して得られる 水道用水の有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の式により算出したものをいう。

建設費× {(1+0.4×利子率×工期)×(減価償却率+利子率)+管理費率}

(新規の水道水源開発施設による) 年間有収水量

(注3) 「旧資本単価」とは、当該水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る15年間の支払利息と、減価償却費又は起債の元金償還金のいずれか大きい方の額の合計額を15年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次に定める式により算出したものをいう。

(支払利息)+(減価償却費又は元金償還金のうち大きい方の額)

有 収 水 量

(注4) 第5の「別表第1に掲げる率」は第3欄の補助率をいう。